

○決算委員会

決算その他（七件）

件名				提出月日	付委員会	参議院	
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書				
（第二百八回国会）二二九	（第二百四回国会）一七八	（第二百四回国会）一七八	（第二百四回国会）一七八	六一、七三	六一、七三	六一、七三	提出月日
三一七五	二三	二三	二三	六一、七三	六一、七三	六一、七三	付委員会
継続審査	閉回第議会国百後会八決三 議決六	閉回第議会国百後会八決三 議決六	閉回第議会国百後会八決三 議決六	議委員決会	議本会議	議委員決会	参議院
三一七六							付委員会
継続審査							議委員決会
大蔵大臣報告了	百八回國會未了 百九回國會了	百八回國會未了 百七回國會了 百六回國會了 百五回國會了 百四回國會了	百八回國會未了 百七回國會了 百六回國會了 百五回國會了 百四回國會了	百四回國會未了 百五回國會了 百六回國會了 百五回國會了 百四回國會了	大蔵大臣報告了	備考	議本会議

備考欄記載事項は本院についてのもの

昭和六十年度国有財産増減及び現在額総計算書	(大二、一〇　) (第二百八回国会)	七六 繼 統 審 查	七六 繼 統 審 查
昭和六十年度国有財産無償貸付状況総計算書 (その1) 調書	一〇〇 (第二百八回国会)	七六 繼 統 審 查	七六 繼 統 審 查
昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総 提出	一一〇 (第二百八回国会)	七六 繼 統 審 查	七六 繼 統 審 查
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別 会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払 計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書 (第二百四回国会 提出)	一二〇 二三〇 二四〇	百八回國會 統	百八回國會 統

つきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十九年度決算は、昭和六十一年十二月二十四日国会に提出され、同六十一年五月二十二日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同六十一年一月二十八日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書 (第二百四回国会提出)

昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書 (第二百四回国会提出)

当委員会では、昭和五十九年度決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度決算外二件に

その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立つて審査を行つてきたのであります。

閉会中審査を含む十六回にわたる委員会審査におきましては、後に述べるような内閣に対する警告にかかる質疑のほか、決算審査の充実、会計検査院法改正、財政再建、

税制改革、外交、防衛に関する問題を初め、円高対策、食管制度、雇用問題など行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によつて御承知願います。

昭和六十二年七月三日質疑を終了し、討論に入りました。議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する五項目の警告であります。

討論では、日本社会党・護憲共同を代表して梶原理事、公明党・国民會議を代表して田代理事、日本共産党を代表して橋本委員、民社党・国民連合を代表して関委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党を代表して大島理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数を

もつて是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもつて警告すべきものと議決された次第であります。

昭和五十九年度決算にかかる内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 近時、航空自衛隊三沢基地、新田原基地等に所属する自衛隊機の墜落、同百里基地におけるミサイル不時作動、陸上自衛隊上富良野演習場におけるりゆう弾砲の誤射等の事故が続発し、またこれらの事故の中には過誤によるとみられるもの、あるいは事故発生の公表が遅れたものがあつたことは、誠に遺憾である。

政府は、基地周辺住民等の生命及び財産の安全を守り、また、国有財産の損失を防ぐため、過去の教訓を生かし、事故の再発防止に万全を期すべきである。

(2) 旧日本原子力船開発事業団が、原子力船「むつ」の修理を佐世保港で行うことに伴い、国は長崎県に対し、魚価安定対策事業のための魚価安定特別基金として、二十億円の補助金交付を行つたが、その後同基金のうち国庫補助金相当額は、国に返還すべき条件に適合する状況にあるにもかかわらず、未だに返還が実現され

ていないのは、水産県・被爆県でありながら国の要請を受けて原子力船「むつ」の修理を受け入れた長崎県の立場は理解できるとしても、看過できない。

政府は、国費の効率的使用の観点からも、可及的速やかに長崎県との協議を整え、早期返還が図られるよう努めるべきである。

(3) 政府開発援助の拡充強化は、平和国家たる我が国の重要な国際的責務であり、今後ともその拡充に努めなければならないところ、国際協力事業団が発注した海外開発調査業務等について不祥事件が発生したことは誠に遺憾である。

政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であることに留意し、同援助が相手国の経済社会開発及び民生の安定と福祉の向上に資するため、適正かつ効果的・効率的に使用されるよう努めるとともに、この種事件の再発防止のため、同事業団に対し、業者選定の厳格化、職員の綱紀粛正を図るよう指導監督を強化すべきである。

(4) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足が生じた事例が見受けられることは、国民が期待する適正かつ公平

な税務執行の観点から看過できない。

政府は、徴収額の決定に誤りなきを期すため、税務職員に対する研修の充実、納税者等に対する税法の周知徹底等税務執行体制の充実に配意し、公正な税務執行に一層努めるべきである。

(5) 地方公共団体が、地方債を財源の一部として建設事業を実施する場合において、特定の地方公共団体が地方債の許可申請に当たり、同事業の事業費から控除すべき指定寄附金を控除していなかつたり、あるいは貸付対象外費用を同事業費に含めていたことなどにより、結果として、簡易生命保険の積立金の長期貸付けにおいて過大貸付けの事態が発生したことは看過できない。

政府は、地方公共団体等に対する貸付けの適正化を図り、この種事態の再発防止に努めるべきである。

次に、国有財産関係二件については、採決の結果、いずれも多数をもつて異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。